

相川・南毛利南地域包括支援センター運営規程

(指定介護予防支援事業)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖和むつみ会が開設する相川・南毛利南地域包括支援センター〈以下「事業所」という。〉が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要支援状態にある高齢者等に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要支援状態等にあっても、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な介護予防支援を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- I 名 称 相川・南毛利南地域包括支援センター
- II 所 在 地 厚木市愛甲東1-1-19

(職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- I 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務管理を行う。
- II 職員 5名
保健師または看護師、社会福祉士、介護支援専門員の5名を配置し、指定介護予防支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- I 営 業 日 国民の祝日に関する法律に規定する日を含む月曜日から土曜日
- II 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(内容の説明及び利用契約)

第6条 事業所は、指定介護予防支援の提供の開始にあたり、あらかじめ、利用者及びその家族等に対して、運営規定の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を

記した文書を交付して説明を行うとともに、介護予防支援契約書の内容に関する説明を行ったうえで、利用者またはその家族等と利用契約を締結するものとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第7条 介護支援専門員は、介護予防計画の作成に開始にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料との情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

- 2 介護支援専門員は、事業所の相談室において利用者の相談を受けるものとする。
- 3 介護支援専門員は、介護予防計画の作成にあたっては、利用者について、その能力、すでに提供を受けているサービス、そのおかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握については、利用者の居宅を一度以上訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この際面接の趣旨を十分に利用者及び家族に対し説明し、理解を求める。
- 5 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望ならびに利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。
- 6 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の原案に位置づけたサービスの担当者から、会議の招集、照会等により当居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 サービス担当者会議は、通常事業所の会議室で開催するものとする。
- 8 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の原案について、位置づけられたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得るものとする。
- 9 介護支援専門員は、介護予防サービス計画作成後においても、利用者及び家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 10 介護支援専門員は、上記の把握を行うため、介護予防サービスの実施後一月に一度以上、利用者を訪問するものとする。
- 11 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合及び利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設へ紹介その他便宜の提供を行うものとする。
- 12 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活並行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

- 1 3 介護支援専門員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師（以下「主治医等」という。）の意見を求めるものとする。
- 1 4 介護支援専門員は、介護予防サービス計画に、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションその他の医療サービスを位置づける場合にあつては、当該医療サービスにかかる主治医等の指示がある場合に限り行うものとする。医療サービス以外の介護予防サービスについて、主治医の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重して行うものとする。
- 1 5 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第27条第8項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見又は法37条第1項に基づき指定されたサービスの種類について記載がある場合には、利用者のその趣旨（サービスの指定については変更の真性ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成するものとする。
- 1 6 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成または変更にあつては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるよう努めるものとする。
- 1 7 介護支援専門員は、介護予防サービス計画の作成又は変更にあつては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付対象サービス以外にも、市町村の保健医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第8条 利用者型の指定介護予防支援業者の利用を希望する場合その他の利用者からの申し出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付するものとする。

（指定介護予防支援の利用料等及び支払方法）

第9条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、無料とする。

- 2 前項の通常の事業実施地域を越えて行う、指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - I 事業所から片道概ね20km以下 無料
 - II 事業所から片道概ね20km超 1kmにつき50円
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
- 4 指定介護予防支援の利用者等は、定める期日までに、利用料等を現金または金融

機関口座振込等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、厚木市愛甲、岡田（岡田団地を除く）、酒井、戸田、下津古久、上落合、長沼

(秘密保持等)

第11条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、職員であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した指定介護予防支援に対する利用者からの苦情に迅速に対応するため、相談窓口の設置を講じるものとする。

(その他)

第13条 介護支援専門員は、その勤務中、常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

- 2 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、支援決定証書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿類を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年1月4日より施行する。